

## 議長定例記者会見 会見録

日時：令和5年7月7日 10時30分～

場所：全員協議会室

### 1 冒頭の挨拶

### 2 質疑項目

- 議会インターンシップ実習生の募集期間延長について
- 三重県児童虐待死亡事案について
- 文化振興条例案を引き続き審査することについて
- 政治家の責任の取り方

### 1 冒頭の挨拶

(議長)おはようございます。ただ今から7月の議長定例記者会見をはじめさせていただきます。お集まりいただきましてありがとうございます。本日発表事項がございませんので、6月定例会月会議を終えての所感を少し述べさせていただきます。今回、選挙後の新しい議員によりまず最初の定例会月会議を終えることができました。6月定例会月会議に提出されました議案について、すべての議員が気持ちを新たにして審議に臨んでいただいたものと捉えております。今定例会月会議では、議長に立候補した際の所信表明会や、就任会見で申し上げました政策討論会議と検討会について、「子どもに関する政策討論会議」と「再生可能エネルギーに関する検討会」をそれぞれ設置することを議決させていただきました。特に子どもに関する政策討論会議は、私が座長を務めますので、活発な議論が行われ、子どもに寄り添った政策立案および政策提言につながるよう、円滑な会議運営を進めてまいりたいと思います。また、6月29日の代表者会議におきましては、第3期の議会活動計画を策定しました。改選前議会からの提言をしっかりと受けとめ、早期に策定できたことは、本県議会の議会改革の意識が着実に根づいているからだと理解しております。今後はこの計画に基づき、今議員任期4年間を通した活動を計画的に行いまして、議会活動の一層の充実を図ってまいりたいなと思っております。私からは以上でございます。

### 2 質疑項目

#### ○議会インターンシップ実習生の募集期間延長について

(質問)先月の会見で県議会のインターンシップ募集の話があったんですけど、募集期間を延長したと思うんですけども、これの延長理由であったりとか、

そういったところのコメントっていうのはいただいてもよろしいでしょうか。

(議長) 募集させていただいたんですけれども、現在応募者がいないということで、過去の経緯、実績、ご案内させていただいたんですけれども、いろんな理由がございまして、現在は応募に至っていないということを受けとめまして、まずは延長ということで、もう少し丁寧に詳しくといいますか、もう少しあたってみるということ、いろんな過去の経緯から見て、個別に対応できるところ、まだ不十分なところもあったかと聞いてございまして、もう少し、応募できない理由を解決するとか、対象とする学生さんの絶対数が減少してるということがあったり、期間が適時じゃないということがあったり、まだまだ他の要素もあろうかというのがありますので、少しでもそういうことが解決できれば、応募していただけるんじゃないかなという期待もございまして、少し期間を延長しながら、積極的な取り組みをして、努力をするということとしてございます。

(質問) それに関してなんですけれども、延長した時に変更になったところっていうのってありますか。さっきの実習期間というところだと思うんですけれども。

(議長) 条件変更等は特にせずに、同じ内容で募集をすることとしています。ただし先ほど申しましたように、時期とか少し工夫をすれば可能であれば対応できるようなこととしてございますので、初めから何かを変えるということではなく、現状のままで何か工夫をすれば対応できるかということについては、最大限こちらでも対応しようかという趣旨でございますので。

(質問) 先月の時、費用負担についての質問がいくつか出たと思うんですけれども、宿泊であったりとか移動費だったり、そういったところの負担が理由になっているかどうかっていうところは、お考えありますか。

(議長) いろんなことが具体的にケースがあれば、それはその都度対応していくということに尽きるわけでございますので、何がどうとかいうことは、問題点が明らかになれば解決できますので、今は各所にあたっているということで、もう少し時間をいただかないと絞ったお話ができないということでございますので、もうちょっと様子を見ていただければと思いますけれども。

### ○三重県児童虐待死亡事案について

(質問) 先日ですね、久居の方で、お子さんが亡くなられるという事案があっ

たかと思うんですけれども、母親の虐待を受けた可能性があるということでお子さんが亡くなった事案があったかと思うんですけれども、その後の県側、児相側の発表もありましたし、各種報道もあるところですのでけれども、児童相談所が直接子どもと対面していなかったということも明らかになっていると思います。今回の児童相談所の対応について、議会としてもこれから子どもの福祉というところにやはり力を入れていかれるところだと思っておりますけれども、改めてその議会からご覧になったときに、今回の児相の対応ということについて、どういうふうに見られるか、お考えになるかちょっと伺えますでしょうか。

(議長) 今回の事象は、本当に残念な結果と言うしかないわけでございます。それで、議会も、本会議の冒頭に私からもコメントを申し上げたとおりでございますし、執行部できちっと検証しながら、場合によっては原因究明、どういふところに課題があるかというのを明確にさせていただいて、二度とこういうことが起こらないような状況にさせていただくよう要望させていただき、各議員には、それぞれの詳細な状況についてはまだ承知してない議員もおりましたので、早速この10日には、全員協議会を開催させていただいて、執行部からのお話も賜り情報共有をしながら、議会としての対応と、それから常任委員会としての対応がございますので、しっかり部署部署で対応を県に求めていくことになるわけでありませう。

#### ー第二県政記者クラブも含めてお願いしますー

#### ○文化振興条例案を引き続き審査することについて

(質問) 6月定例会議振り返ってですけど、環境生活部から出た文化振興条例が一応継続審査になったじゃないですか。今週月曜日に教育長会見が午後あったんですけど、福永教育長の見解では、平成7年のときに、北川さんの時に生活文化部っていうの作ったと。野呂さんの時にも生活・文化部っていうのを作ってるんですが、7年のときの生活文化部の段階でもうすでに文化行政は知事部局というか知事に権限が移ってるって解釈してたと。地方教育行政関連法が、その時はそういう書き込みがなくて特例条例を作らなきゃいけないと、19年にあの文言が付け加わったんで、26年だったかなスポーツ局を作るときにはそれを使って特例条例を作ったと。今回についてはそれはないんだけど、もう実質的に実効支配的に、文化行政も知事の権限に移ってるんでという解釈っていうふうにおっしゃったんですけど、議会の解釈とちょっと違うじゃないですか。その辺議長どうお考えなんですか。

(議長) もうご指摘のとおりだと思います。当然議会というのは、それぞれ提

案された内容について、スタートの段階というんですか、所管であったり、所掌事務がどうかということ、そういうところから議会が審議するというよりも、提案された内容をまず見るということなんですけれども、基本的には。執行部で当然そういうのを整理されているものが一般的ですので、幸いにも、いろんな形でそういうふうにご指摘いただいたという情報が、議会も知り得たわけでありますので、委員会でしっかりそのあたりのスタート段階といいますか、基本的なことについて執行部に問い合わせたところ、おっしゃるように明確な答弁になっていないということとか、文部科学省に相談するとおっしゃっているという現実がある中で、本条例案を今定例会で採決するには至らなかったと。さらに引き続き審査することとして、そのあたりの整理を執行部でしていただいて、早急にこれは、内容が、我々県民にとって、そして県政にとって重要なことですので、手続き論についてはしっかりと早急に解決していただいた上で、中身については必要な条例ですので、県民のために、早く内容をしっかりと決めて、条例の適否も含めてしっかりと議論をしながら、議会の対応をしたいと思っております。もうちょっと連絡待ちというか、執行部の対応待ちというのが現実でございますので、議会としてもしっかりとこれは引き続き審査をしているわけでございます。

（質問）ということは当局側が議案を出してくる時に、ある程度固めてなかったと。要は当局の手落ちだという考え方ですね。

（議長）平成7年の話と平成19年の話、今おっしゃったので、確かにそういうことで、スポーツの関係もそうでしたので、文化についても文化財以外については知事部局で対応できるということとなっているものの、所管がきちっと整理されてないところがあると伺ってましたので、それを早く執行部で処理していただかないと、議会もスタート段階の議論を費やすという場ではないので、早く対応していただかないと困りますということです。結論が出れば早急に、中身はもうすでに各委員が知ってますので、内容部分については、もう議論が始まっていますので、ゼロからではなく、もうスタートしてるわけでありまして。執行部の整理さえ済めば、スムーズな対応ができるのではないかなと思っております。

（質問）ただしこれって、条例案が今回出てるけど、その前に文化振興方針案を4回出てるんですね、野呂さんの時代から。で、それは全部議会が全会一致で承認してる、しかもその中の文化行政は知事部局がやるってことを承認してるわけです。それは今の地方教育行政関連法が平成19年に文言付け加えて特例条例を作らなきゃいけないってなった後もまた出てるわけです。その議会

が全会一致で決めてることの整合性が取れないじゃないですか。今回についてだけ、ちょっとおかしいと異論を言うのは。法律オタクの職員が自己満足的にそういうことを指摘したんだという話ですけど、ただし法務文書課の職員でもないものが指摘して、それに議会がのっかったっていう形は、私の知る限り、もう少しそのところ、こんなことやったって誰もそんな得はしないんだから、丸め込んである程度いけるっていうふうな、そういう県議会議員が少なくなってるんじゃないかって感じがしますけどね。

(議長) 確かにね。

(質問) これが遅れたことによって、他県はもうすでに公共施設が観光施設で使えるということで今国は青天井で予算つけようとしてて、だからこれ6月に出してきてて、他県ではもうすでに京都なんかはそれ取ってるわけですよ。ということはこれ9月に仮になったって、そこから計画作らなきゃいけないんで、そうなるとどうせ来年1月にずれ込むじゃないですか。ということはもうその予算のいくつかは他県に取られた形の中で、三重県は後進的にやらざるをえないんで、その責任は誰がとるかですよ。

(議長) ご指摘のとおりでありますけれども、議会としても、そのあたりの整理をすれば、9月定例会議の、先議ということも視野に入れて、内容に応じては対応していくことかなと考えております。きちっと入口論さえ整理すれば、中身をしっかりと早く対応すべきことでないと、おっしゃるようなこと、遅れるとか、間に合わないということになってはいけませんので、そういうことのないように、遅れることのないようにすることの方が重要だと議会としても考えていますので、県民に迷惑をかけないことが、議会としての対応が必要ではないかなと思っております。

### ○政治家の責任の取り方

(質問) あとその他項目ですけど、政治家と政治家の家族というか何親等に当たるか分からないですけど、その辺が仮に犯罪行為に染まった場合に、政治家の責任の取り方としては、議長は県議全員の代表なんでお聞きしますが、政治家としてそういう時の責任の取り方ってのはどういうふうにお考えですか、ちょっと一般論すぎますけど。例えば、議長のご家族でどなたかが犯罪容疑で捕まったら、そのときに当然、それが成人なら、いくらなんでも何歳まで親が責任持つんだって話になって、別に関係ないって話もできるし、逆に言ったらやっぱりそれはご家族のある程度一定の責任はあるだろうというふうに捉えられることもあるじゃないですか。2代前の知事の時に息子さんの件でそういう

ことが問題になって議会も問題にしましたやん。それからいったら、そういうことについては、議長は今どういうふうにお考えですか。

(議長) まず、報道されている内容について、やはり正しい情報をしっかりと受けるということがまず1点、それから、それぞれの政治家、国会議員、県議会議員、地方議会の議員も含めて、やはりそれぞれの政治家としての信念、資質、それから考え方、信条というのは、それぞれの議員に課せられた義務でありますし、その当事者に何か責があるようでしたら、説明責任を果たすということとなるわけでありまして。ご指摘の、例えば親族であれ、ご家族に何らかの課題があるということがあった場合は、そのケースに応じて議員として、それが有権者や地域の方々に説明をきちっと果たせるものかなというところについては、それぞれの議員が責任を持って対応すべきだと思いますし、すべての関係者、親族、すべてのものが、それぞれの議員に直接関与してるかどうかというのは別でありますので、それぞれの議員、一人一人の責任に応じて、本来は対応していくということで、議会としてとか他者からとやかく言うことは控えたいなと思います。

(質問) ただ今回のケースで、現職県議の方のご長男が、結婚詐欺の容疑者で逮捕されましたけど、これについて、例えば議長と同じ会派なんで、その辺例えば会派内で、ある程度問題にするのか、あるいは水面下で、議長のほうでちょっと進退をお考えになったほうがいいんじゃないですかとか、そういう段取りは取られないんですよね。

(議長) これは、私は私なりの判断ですし、それぞれの議員がそういうことに対して、有権者に、また県政にどのような影響があるかということそれぞれが考えるべきだと思いますので、議会としてとか議長としては控えさせていただきたいなと思います。

(質問) 翻って、仮に中森議長のところでそういうことが起きた場合、中森議長はどうされますか。県議を辞すのか、あるいはそれはもう成人した子どもなので関係ないという形で、そのまま任期を全うされるのか、その辺の判断はいかがですか。

(議長) それぞれ、私の場合は家族がいたり親戚が当然おりますので、私のことを思って家族はどのように対応しているのか、親族がどのように対応するのかなというのは、それぞれの一県民として行動をしていただいているものと思いますし、そういうことがもし、ややもすれば、地域の方々やいろんなところ

に迷惑かけるようなことがあれば、私自身が当事者にきちっとそういうことのないようにということは注意喚起をするのは当然あるかも知れませんが、その内容に応じて、対応をやはり私が判断するということとさせていただきたいと思います。

(質問) 要はその時に起こってみないと分かんけど、仮に起こった時にそういうふうに職を辞すのか、あるいは続けるのか、そういうことをご判断されるということですね。

(議長) それは私だけの話、それぞれの議員がどういうときに、どういう立場のときに。

(質問) いや、それぞれの議員の話じゃなくて、仮に中森議長にそういうことが起きた場合に、ご息かご息女か分からないですけど、そういう方が例えば犯罪容疑で逮捕されたときに、そのときに職をどうお考えになるのかっていうことをお聞きしているんですけど。

(議長) その時に、私が今そういう想定の話はなかなかできませんので、仮にもっていうのはそんなちょっとさすがにこの場でコメントするのは控えたいなと思いますけれども、私自身は基本的に私が今まで経験した人生経験と政治姿勢というのは変わりありませんので、県民の方や地域の方々が私をどう見ているかということに尽きるわけですので、もし家族にそういうものがあれば、それはさすがに私として恥じることがあれば、また迷惑かけることがあれば、適切な判断をその時に私はすると思います。

(質問) 分かりました。

(質問) 質問は以上になります。ありがとうございました。

(議長) ありがとうございました。

( 以 上 ) 10時53分 終了